

平成 28 年第 5 回市議会(定例会)
付議案件綴及び同説明資料綴

(その 3)

堺 市

目 次

	頁
議案第 148 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3

平成28年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成28年12月7日

堺市長 竹山修身

議案第 148 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「標準的な」を削る。

第15条中「307,800円」を「308,000円」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第34条の3第1項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 堺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「55歳」を「前2項の規定にかかわらず、55歳」に、「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする」を「については、市長が別に定める者を除き、当該年度の末日以後において昇給させることができない」に改める。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定めるもの(以下「行8級職員等」という。)に対しては、支給しない。

第16条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第16条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政

職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定めるもの（以下「行7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第16条第5項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」の次に「（行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号」に改め、「至った場合」の次に「及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同項第3号及び第4号を削る。

第16条第6項中「に扶養親族」の次に「（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行8級職員等以外の職員から行8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加える。

第16条第7項中「これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号

のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある行7級職員等が行7級職員等及び行8級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等以外のものが行8級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員等及び行8級職員等以外のものが行7級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子となった場合

第24条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

第34条の3第1項各号列記以外の部分中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の217.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の202.5」を「100分の207.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「前条の職員」を「前条第1項に規定する職員にある者」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「市立学校職員(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(昭和57年条例第3号)の適用を受ける職員(同条例第2条ただし書に規定する者を含む。)をいう。以下同じ。)である特定任期付職員及び」を削り、「第9条」を「第10条」に改める。

第8条第1項中「第16条」の次に「(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第 号。以下この条及び次条において「学校職員給与条例」という。)第11条において読み替えて準用する場合を含む。))」を、「第16条の4」及び「第16条の5」の次に「(学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する場合を含む。))」を加え、「第20条」を削り、同条第2項中「対する給与条例第21条の3第1項」の次に「(学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。))」を加え、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 学校職員給与条例第3条から第5条まで、第21条及び第23条から第26条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条、第16条の4から第17条まで及び別表第7」とあるのは「第17条(第4項を除く。)及び別表第7」と、「扶養手当、住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項に規定する教育委員会規則で指定する職を占める職員及び

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員給与条例第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第7条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職員の職務の級が堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)別表第1行政職給料表の8級に相当する職員に対しては、支給しない。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第17条第2項中「(昭和29年条例第6号)」を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例(以下「第1条改正後の給与条例」という。)第15条の規定 平成28年4月1日

(2) 第1条改正後の給与条例第24条第2項及び第34条の3第1項の規定、第3条の規定による改正後の堺市議会議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定並びに第5条の規定による改正後の堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定 平成28年12月1日

(給与の内払)

第3条 第1条改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の任期付職員条例（以下これらを「改正後の給与条例等」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の堺市職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定又は第5条の規定による改正前の堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

（第2条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例第6条の規定の適用の経過措置）

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第6条第5項の規定の適用については、同項中「については、市長が別に定めるものを除き、当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする」とする。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第16条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行7級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「扶養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養

親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有する職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

に至った場合（第1号も該当する場合を除く。）

日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第6項中「扶

」

養親族（行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行8級職員等以外の職員から行8級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる

子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第16条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第16条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行7級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第5項中「扶養親族(行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び行8級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第6項中「扶養親族(行8級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行8級職員等から行8級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行8級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行8級職員等以外の職員から行8級職員等と

なった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 8 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後の給与条例第 16 条第 1 項ただし書並びに第 7 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後の給与条例第 16 条第 3 項及び第 5 項から第 7 項までの規定の適用については、同条第 3 項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 7 級」とあるのは「が 7 级以上」と、「行 7 級職員等」とあるのは「行 7 级以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 5 項中「扶養親族（行 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 8 級職員等から行 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 8 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 6 項中「扶養親族（行 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 8 級職員等から行 8 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 8 級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 8 級職員等以外の職員から行 8 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 8 級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 7 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 8 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行 7 級職員等が行 7 級

職員等及び行 8 級職員等」とあるのは「行 7 級以上職員等が行 7 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行 7 級職員等及び行 8 級職員等」とあるのは「行 7 級以上職員等」と、「が行 7 級職員等」とあるのは「が行 7 級以上職員等」とする。

(委任)

第 6 条 前 3 条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

堺市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

(1) 平成 28 年 4 月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を次のとおり改正するものであること。

ア 初任給調整手当について、支給月額の限度額を改定するものであること。

イ 扶養手当について、子以外の扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの等に対しては支給しないこととする。とともに、配偶者に係る扶養手当の月額を 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級であるもの等にあつては、3,500 円）に引き下げ、子に係る扶養手当の月額を 10,000 円に引き上げるものであること。また、これに伴い、扶養手当に係る届出等について所要の改正を行うものであること。

ウ 勤勉手当について、平成 28 年 12 月期の支給割合を 100 分の 80 から 100 分の 90（管理職員にあつては、100 分の 100 から 100 分の 110）に引き上げるものであること。また、再任用職員の勤勉手当について、同月期の支給割合を 100 分の 37.5 から 100 分の 42.5（管理職員にあつては、100 分の 47.5 から 100 分の 52.5）に引き上げるものであること。

エ 勤勉手当について、平成 29 年以降の 6 月期の支給割合を 100 分の 80 から 100 分の 85（管理職員にあつては、100 分の 100 から 100 分の 105）に引き上げ、同年以降の 12 月期の支給割合を 100 分の 90 から 100 分の 85（管理職員にあつては、100 分の 110 から 100 分の 105）に引き下げるものであること。また、再任用職員の勤勉手当について、平成 29 年以降の 6 月期の支給割合を 100 分の 37.5 から 100 分の 40（管理職員にあつては、100 分の 47.5 から 100 分の 50）に引き上げ、同年以降の 12 月期の支給割合を 100 分の 42.5 から 100 分の 40（管理職員にあつては、100 分の 52.5 から 100 分の 50）に引き下げるものであること。

オ 特定任期付職員の期末手当について、平成 28 年 12 月期の支給割合を 100 分の 157.5 から 100 分の 167.5 に引き上げるものであること。

カ 特定任期付職員の期末手当について、平成 29 年以降の 6 月期の支給割合を 100 分の 157.5 から 100 分の 162.5 に引き上げ、同年以降の 12 月期の支給割合を 100

分の 167.5 から 100 分の 162.5 に引き下げるものであること。

- (2) 市長等の特別職の職員の期末手当について、平成 28 年 12 月期の支給割合を 100 分の 217.5 から 100 分の 227.5 に引き上げるものであること。
- (3) 市長等の特別職の職員の期末手当について、平成 29 年以降の 6 月期の支給割合を 100 分の 202.5 から 100 分の 207.5 に引き上げ、同年以降の 12 月期の支給割合を 100 分の 227.5 から 100 分の 222.5 に引き下げるものであること。
- (4) 議会議員の期末手当について、平成 28 年 12 月期の支給割合を 100 分の 217.5 から 100 分の 227.5 に引き上げるものであること。
- (5) 議会議員の期末手当について、平成 29 年以降の 6 月期の支給割合を 100 分の 202.5 から 100 分の 207.5 に引き上げ、同年以降の 12 月期の支給割合を 100 分の 227.5 から 100 分の 222.5 に引き下げるものであること。
- (6) 55 歳（規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員については、昇給しないものとする。
- (7) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）による市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）の一部改正により、同法第 1 条に規定する職員の給与等の負担について大阪府から権限の移譲を受けることに伴い、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年条例第 8 号）について、所要の改正を行うものであること。
- (8) その他施行について必要な措置等を定めるものであること。
- (9) その他規定の整備を行うものであること。

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行するものであること。ただし、前項第 1 号イ、エ及びカ並びに同項第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものであること。
- (2) 前項第 1 号アの規定は平成 28 年 4 月 1 日から、同号ウ及びオ並びに同項第 2 号及び第 4 号の規定は平成 28 年 12 月 1 日から適用するものであること。

平成 28 年第 5 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 3）

平成 28 年 12 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-16-0063